

# 条例の概要

## 前文

この条例では、前文を設け、男女共同参画についての現状認識を示して制定の背景を明らかにするとともに、県民の決意を明らかにしています。

### 人権問題への認識

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる 21 世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

### 社会経済情勢への対応と能力発揮の必要性

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

### 福島県の特徴

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いいため、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

### 男女共同参画の推進への決意

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

# 目的

第1条ではこの条例の目的を規定しています。

男女一人ひとりが  
個人として尊重される社会の形成

男女の実質的な平等を実現

基本理念を定める（第3条）

各主体の責務を明らかにする

- ・県（第4条）
- ・県民（第5条）
- ・事業者（第6条）

男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定める  
（第9条 - 第20条）



# 基本理念

第3条では、基本理念として6つの事項を規定しています。

## 男女の人権尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

## 社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会における制度や慣行が社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮しましょう。

## 政策等の立案から決定までの過程への共同参画

男女が社会のパートナーとして、さまざまな方針の立案から決定に参画できるようにしていきましょう。

## 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画

家族を構成する男女が、お互いに協力し社会の支援も受けながら家庭における活動とその他の社会における活動に共に参画できるようにしましょう。

## 生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮

生涯にわたる妊娠、出産など生殖に関してお互いの意思が尊重され、また、健康な生活が営むことができるよう配慮していきましょう。

## 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、世界に共通する課題です。国際社会の取り組みも勘案しながら進めていきましょう。

